

藤沢市議会政務活動費交付条例の一部改正について
藤沢市議会政務活動費交付条例の一部を次のように改める。

令和2年5月20日提出

議会議員	吉	田	淳	基
同	竹	村	雅	夫
同	柳	沢	潤	次
同	佐	賀	和	樹
同	安	藤	好	幸
同	栗	原	貴	司
同	北	橋	節	男
同	友	田	宗	也
同	東	木	久	代
同	塚		英	明

藤沢市議会政務活動費交付条例の一部を改正する条例

藤沢市議会政務活動費交付条例（平成13年藤沢市条例第31号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 3 令和3年3月31日までの間における前項の規定の適用については、同項中「80,000円」とあるのは、「50,000円」とする。

附 則

この条例は、令和2年6月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、新型コロナウイルス感染症の拡大による市民生活への影響及び現下の厳しい社会経済情勢に鑑み、政務活動費を減額する必要による。